

生まれ育った町のために働きたい

大竹 亜沙美 さん



おおたけ あさみさん / 平成6年3月生まれ / 津別町役場勤務 / 西三条在住

青春

くるーずあっぷ

昨年4月から津別町役場に勤めている大竹亜沙美さんは、生まれも育ちも津別町。津別小学校、津別中学校を経て北見柏陽高校に進学しました。「卒業後は、生まれ育った町のために働きたい」との思いから、役場への就職を志望したそうです。

産業振興課農政グループに配属されて、そろそろ1年を迎える大竹さん。春から秋にかけては、農作物の生育状況調査や牧場管理などで現場に出かける機会が多かったようですが、「外で働くことが

好きなのでやりがいがあります。他に農業委員会事務局職員として農業者年金なども担当しています。が、上司や先輩がみんな優しく、分からないことがあっても気軽に質問できる雰囲気職場です。」

今後の目標として、「様々な仕事を体験する中で、町民の皆さんの役に立ち、同僚からも頼りにされるような職員になりたいです」と意気込みを語ってくれました。

休日はスノーボードを楽しんだり、友人と買い物に出かけてリフレッシュしているそうです。

温故知新

【419】

高校時代は柔道に熱中

金田 哲男 さん



かねだ てつおさん / 昭和14年2月、津別町生まれ / 74歳 / 活潑在住

活潑で永年、牧場を経営し、一方で町議会議員として22年にわたり津別の発展に尽くしてこられた金田哲男さん。「地域の方々に支えられたおかげで、続けることができました」と、その道のりを振り返ります。津別で生まれた金田さんは、活潑小学校、同中学校を経て美幌高校の農業科に進学。高校時代は、体の弱さを克服するため小学生で始めた柔道に熱中し、学業より柔道の3年間だったようです。

大会が近くなると農業実習も免除されたそうで、「先生から、

おまえたち実習はしなくていいから、そのぶん柔道の練習をやり、と言われたものです。大らかな時代でした。」

高校を卒業した昭和31年には柔道着を脱ぎ、家業の牧場の仕事に打ち込みます。当初は活潑の市街地に牛舎がありましたが、放牧の利便性などから昭和33年に網走川の河川敷に移るなど、数度の移転を経て規模を拡大していきます。

金田さんが町議に初当選したのは昭和57年の補選。最初は立候補の要請を断りましたが、地域の人々の支援を受けて、町政に関わることを決意しました。「町議としては、主に過疎対策と上下水道の充実に取り組み、特に郊外地域の上下水道設備には力を注ぎました。」

また、町議時代の平成4年秋に起きた、台風による大洪水は忘れられない出来事だそうです。低地にあった農地の多くが水没し、農業に甚大な被害をもたらします。これを機に、網走川の堤防化工事が一層進められることとなりました。

町議を勇退し、家業を息子さんに任せてからは、子供のころに覚えた囲碁に再び取り組んでいるという金田さん。唯一の趣味として、楽しく打っているそうです。

健康いきいき

地域で高齢者を支えよう

高齢者虐待の防止

介護保険制度が普及する中、高齢者に対する虐待が社会的な問題となり、平成18年に『高齢者虐待防止法』が施行されました。

高齢者に対する虐待は、介護者が病気や介護疲れにより身体的・精神的問題を抱えてしまった場合や、家庭の問題で家族関係が不安定になったり社会的に孤立してしまったりした場合など、複雑な要素が重なり発生しています。

高齢者虐待とは

- ① 身体的虐待（たたく、蹴るなど）
 - ② 心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）
 - ③ 介護世話の放棄・放任（食事を与えない、必要な介護を受けさせないなど）
 - ④ 経済的虐待（年金を無断で使う、了解なしに財産を処分するなど）
 - ⑤ 性的虐待（本人が嫌がる性的行為、失禁した罰に裸で放置するなど）
- を、高齢者虐待と位置づけています。

『高齢者虐待防止ネットワーク』が設置されています

町では、介護サービス事業者

や医療機関、民生委員・児童委員協議会、自治会などと協力して高齢者の虐待防止、虐待を受けた高齢者の保護やその家族を支援するため、「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を平成19年12月に設置しました。

この会議では、虐待を未然に防いだり、虐待事例が発生した際の早期発見・対応のシステムづくりをおこなっています。

地域で高齢者を支えよう

虐待の防止や早期発見のためには、地域の皆様の協力が不可欠です。皆さんのまわりで「おや？最近なんだか様子がおかしいな？」と思うことはございませんか？ 隣近所のちょっとした気づきかけになります。

また、介護で悩んでいる方はいませんか？ 小さな小さなことでも一人で悩まずご相談ください。

相談窓口

地域包括支援センター（役場内）
☎76-2158

暮らしを支える

税

原付や軽自動車等の
名義変更等の手続は
お済みですか

軽自動車税は、その年の4月1日現在で所有している方が納めることになっています。原動機付自転車や軽自動車等を譲られて所有者（使用者）が変わって手続をしていない方、もう使用しない原動機付自転車や軽自動車等を所有している方は、そのままにしておくと今年も課税になります。このような方は、名義変更や廃車の手続が必要になります。

手続き先は、原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター等）は役場税務担当で、軽自動車は軽自動車協会（北見市）で、小型二輪は北見陸運事務所です。詳しくは、役場税務担当までお問い合わせください。

町税の未納はありませんか

町税を未納のまま放置しておく、本税の他に延滞金がかかります。未納の税金がないかお確かめの為、未納分は早急に納付願います。また、納付が困難な場合は、放置せず収納担当までご相談ください。